

静岡県業務継続計画

概 要

令和8年6月
静 岡 県

目 次

第1章	業務継続計画の基本的な考え方	
1	趣旨	1
2	位置づけ	2
3	用語の定義	2
4	業務継続の基本方針	2
第2章	被害状況と復旧状況の想定	
1	被害状況の想定	4
2	復旧状況の想定	5
第3章	業務継続体制	
1	非常時優先業務の開始時期及び必要人員数	12
2	参集予想人員数	13
3	執務環境の確保	13
第4章	業務継続計画	
1	策定単位	14
2	非常時優先業務の選定	14
3	災害対策要員の参集予想人員	15
4	執務環境の確保状況	16
5	津波浸水想定地域に 所在する事務所（19事務所）の対応	16

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

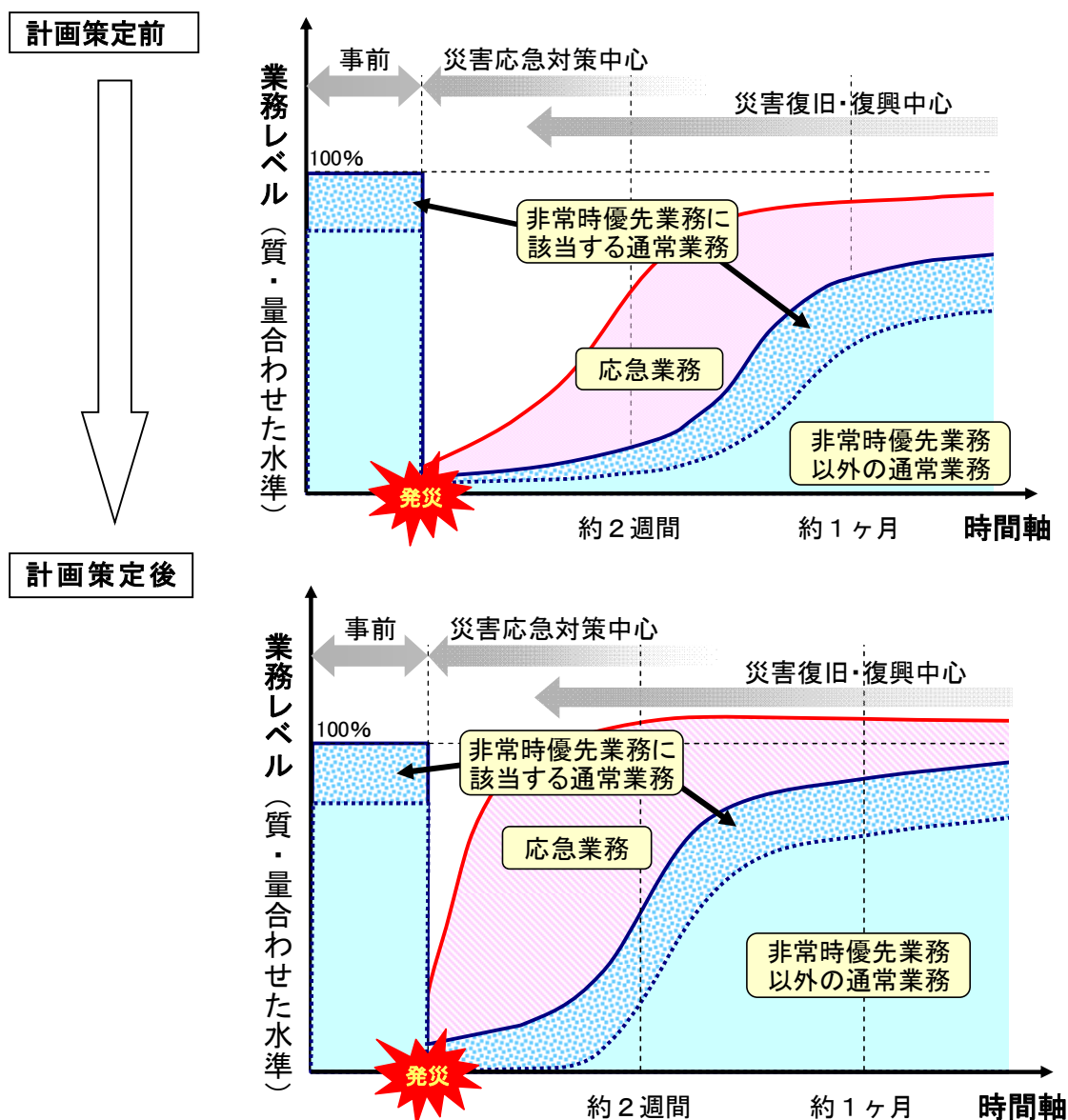
1 趣旨

静岡県は、危機事象発生後直ちに『静岡県地域防災計画』及び『静岡県国民保護計画』等の計画や、各部局で整備されているマニュアルなどに基づき、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施することとされている。

また一方で、県は、県民生活に密着する行政サービスの提供や県の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」について、危機事象発生時においても継続して実施しなければならない。

「静岡県業務継続計画」は、このような危機事象発生時に、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続の必要性の高い通常業務を特定するとともに、これらの業務継続に必要な資源の確保・配分等について必要な措置を講ずることにより大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的として必要な取組を定めた計画である。

【発災後の業務量変化のイメージ】



2 位置づけ

本計画は、『静岡県地域防災計画』を補完するため、具体的な危機事象や被害想定のもとでの業務継続を確保するための計画である。

3 用語の定義

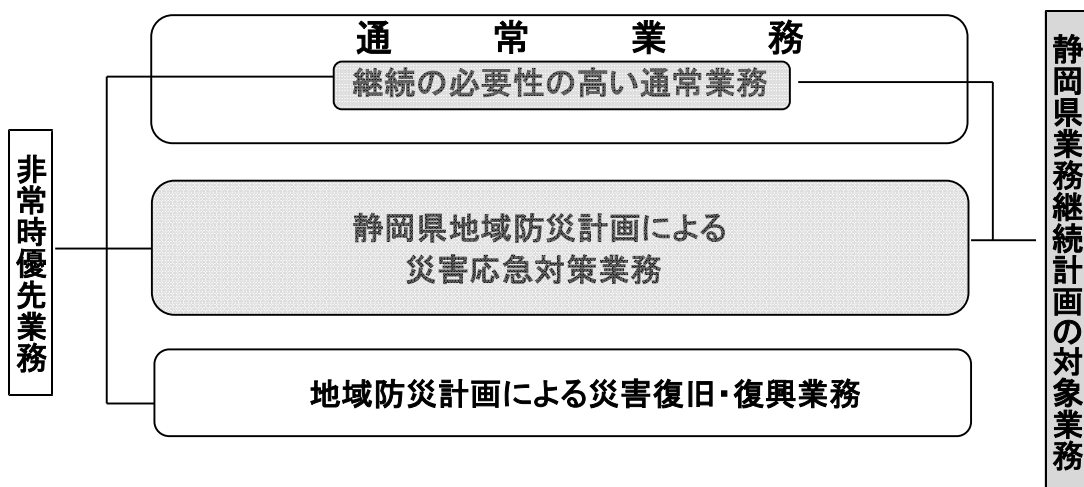
本計画で用いる各業務の名称の定義は次のとおりとする。

・災害応急対策業務

『静岡県地域防災計画』に規定されている災害応急対策に係る業務

・非常時優先業務

大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務。「災害応急対策業務」と「継続の必要性の高い通常業務」、「地域防災計画による災害復旧・復興業務」を合わせた業務



※「地域防災計画による災害復旧・復興業務」については、業務継続計画の策定対象としている発災後2週間以内においては業務の開始が見込まれないため、策定対象外とする。

4 業務継続の基本方針

県は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- (1) 県は、危機事象発生時には、県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (4) 被災後であっても行政機関として県民に対する必要不可欠な行政サービスを提供しなければならない場合の機能の確保に努める。

※ 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

しかしながら、過去の災害では、災害応急対策に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事

例も見受けられた。したがって、地域防災計画に定められた業務を大規模地震発生時にあっても円滑に実施するためには、地方公共団体である静岡県自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておく必要がある。

また、県は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているところであるが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれている。したがって、大規模地震発生時に優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、災害応急対策業務と併せて、あらかじめ検討しておく必要がある。

しかしながら、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではない。業務継続計画の必要性のもう一つの大きな理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた静岡県の業務継続体制を検討しておくことにある。

地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
主 体	県、市町村及び指定公共機関等	県
主 旨	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の被害状況の把握について計画を策定	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる資源を前提に計画を策定
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）が対象	非常時優先業務が対象（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含む）
業務開始目標時期	目標時間の記載なし	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を再開）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載なし	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について記載

第2章 被害状況と復旧状況の想定

1 被害状況の想定

第4次被害想定を基に想定

(1) 想定災害

	想 定	備 考
想 定 す る 地震・津波	南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震 (県内全域で震度6以上の揺れを伴う地震が発生)	あらゆる可能性を考慮した 最大クラス(レベル2)の地 震・津波を想定
発 災 条 件	冬の深夜。予知なし (第4次被害想定における季節・時間帯の「①冬・深夜」)	参集率が低い時間を想定

(2) 被害(冬の深夜地震発生)

	概況	
県民生活	人的被害	・多くの県民が就寝中に被災するため、建物の倒壊や津波等により死傷者多数、死者約105,000人、重・中等傷者約74,000人、下敷き・生き埋めによる自力脱出困難者数・要救助者数約73,000人 (南海トラフ巨大地震「地震動陸側、津波ケース①」のケースによる被害)
	建物被害	・建物被害総数(全壊・半壊)約508,000棟(35.8%) (南海トラフ巨大地震「地震動東側、津波ケース①」のケースによる被害)
	延焼火災	・就寝時間帯のため、火気の使用が少ないが、約19,000棟焼失 (南海トラフ巨大地震(地震動東側、津波ケース①)のケースによる被害を想定)
	津波浸水	・沿岸の低地地域を中心に浸水被害発生 ・少なくとも12時間以上の警戒が必要
静岡県 (県庁)	人的被害	・職員のほとんどが就寝中で、安否が不明確 災害対策本部、各方面本部が設置され、要員が参集する。
	建物被害	・建物構造に甚大な被害は発生せず利用可能 一部の耐震性の低い建物では、甚大な被害が発生する可能性がある。
	火災	・総合庁舎、単独事務所周辺では、延焼火災の危険性はほとんどない。
	津波浸水	・各庁舎への浸水の危険性はほとんどないが、津波浸水想定区域内にある一部の総合庁舎及び単独事務所では、甚大な被害が発生する可能性がある。

2 復旧状況の想定

時間経過		24h	72h	7日	14日	1月
交通機関	県民生活	道路(緊急輸送路)は、橋梁の落橋や地盤変位に伴う被害などが発生した場合、緊急輸送が可能になるまで発災から1週間以上を要する 鉄道は、地盤変位に伴う被害が発生した場合や震度7となる地域のJR在来線・私鉄などで、運行再開まで発災から1ヶ月以上を要する 静岡空港は、地震発生直後に安全確認のため一時的に閉鎖するが、空港運用に支障がないと判断した時点から運航を再開			道路は徐々に機能回復 鉄道は徐々に運転再開	
	本庁	自転車、徒歩以外での参集は困難 参集場所まで自転車、徒歩で参集できる職員の70%が参集			交通機関の復旧状況で順次参集(90%程度)	
	出先	自転車、徒歩以外での参集は困難 参集場所まで自転車、徒歩で参集できる職員の70%が参集			交通機関の復旧状況で順次参集(90%程度)	
電力	県民生活	県内の約9割程度で停電し、4日後でも1割弱程度で停電が継続		応急復旧には1週間程度必要		
	本庁	県本庁舎は、3日間のみ非常用電源の容量制限内で対応(平常時の25%の機器のみ利用可) 外部からの供給は3日後		応急復旧		
	出先	※非常用発電装置稼働時間 下田・東部・藤枝・中遠:72時間 熱海:29時間、富士:18時間、静岡:67時間、西部:22時間、北遠:62時間 使用制限あり		燃料供給協定業者からの供給		
ガス	県民生活	都市ガス:発災直後、県内供給停止率が7〜8割程度		徐々に機能回復		
		LPガス:発災直後、3〜4割程度で機能支障が発生、点検が必要		徐々に機能回復		
	本庁・出先	都市ガス:供給自動遮断、供給停止		徐々に機能回復		
		LPガス:ボンベ転倒、配管断裂等によりガス漏れ発生、被害調査、点検		徐々に機能回復		
上水道	県民生活	県内のほぼ全域で断水		徐々に断水状況改善 応急復旧には、5〜6週間程度が必要		
	本庁	食糧は、全職員の3食×3日分を備蓄 飲料水はペットボトル及び貯水槽の水を利用				
	出先	本部要員(指令班、各班、業務調整要員など)の食料3食×3日間を備蓄 飲料水は1人1.5ℓペットボトルを1本分備蓄のほか、貯水槽の水を利用				

時間経過		24h	72h	7日	14日	1月
下水道	県民生活	7割近くが機能支障となり、県内各地で排水困難な地区が発生 管渠損傷、マンホール浮上 土砂・地下水流入により排水困難な地域が発生		徐々に改善 応急復旧には、5週間程度が必要		
	本庁	水洗トイレは庁舎内の給排水設備及び公共下水道が被災により損傷 点検、修理完了までは使用不可 簡易・仮設トイレ利用可能				
	出先	水洗トイレは、受水槽、汚水槽、配水管、汚水管等の設備が被災により損傷 点検、修理完了までは使用不可 簡易・仮設トイレ利用				
通信・電話	県民生活	固定電話：県内の回線の9割程度が不通。1日後でも8割程度が不通のまま 携帯電話：基地局の停波や停電の影響により、発災1日後には県内全域で非常に繋がりにくい状態 インターネット：十分に機能しない可能性あり、電子メールは多少の遅延を伴うものの情報を伝えられる可能性あり		輻輳状態は徐々に解消 1週間～2週間は電話がかかりにくい可能性あり		
	本庁・出先	固定電話、携帯電話は、上記と同様 防災行政無線により庁舎内線、各総合庁舎間の通話は可				
情報システム	本庁	庁舎間の情報通信通信ネットワークは民間回線を利用しており、庁舎内LANも含め復旧、メンテナンスは通信事業者が対応 システムは瞬電対策として無停電装置を備え安全に停止。稼動は電力供給次第復旧				
		県庁内ネットワーク、ホームページ更新業務復旧	LGWAN、住基ネット、財務会計の復旧	人事給与システム等は1か月以内の業務再開		
	出先	総合庁舎との通信回復			徐々に単独出先との通信回復	
執務環境	本庁	書棚の転倒等により数時間業務困難	最低限回復	徐々に原状回復		
	出先	書棚の転倒等により数時間業務困難	徐々に原状回復 会議室、ロビーなどの場所は、職員の休息・仮眠場所として確保			

想定については静岡県第4次地震被害想定及び別表を参照。

道路（緊急輸送路）の被害及び復旧の想定（地域別の様相：駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波）

区 分		西 部			中 部			東 部			賀 茂
		西遠	北遠	中遠	志太・榛原	中部(山間部)	中部(沿岸部)	富士	駿東・田方	熱海	
		浜松市中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、湖西市	浜松市天竜区	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町	静岡市葵区・清水区の新東名高速道路以北、川根本町	静岡市葵区・清水区の新東名高速道路以南、静岡市駿河区	富士市、富士宮市	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	熱海市、伊東市	
被災状況	高速道路（東名高速道路、新東名高速道路）	一部区間で液状化による軽微な被害が発生する		一部区間で液状化による軽微な被害が発生する	一部区間で液状化による軽微な被害が発生する		富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う道路構造物の被害が発生し不通となる 一部区間で地すべりの危険のため不通となるほか、液状化による軽微な被害が発生する	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う道路構造物の被害が発生し不通となる 一部区間で液状化による軽微な被害が発生する	大きな施設被害は発生せず緊急通行車両の通行は可能		
復旧状況	1日～3日	一般車両の誘導、放置車両の排除、応急復旧等車線の確保に1日～3日程度要す		一般車両の誘導、放置車両の排除、応急復旧等車線の確保に1日～3日程度要す	一般車両の誘導、放置車両の排除、応急復旧等車線の確保に1日～3日程度要す		不通	不通	一般車両の誘導、放置車両の排除等車線の確保に1日程度要す		
	3日～1週間	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能		交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能		〃	〃	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能		
	1週間～1ヶ月	〃		〃	〃		仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	〃		
	1ヶ月以上	一般車両の通行可能		一般車両の通行可能	一般車両の通行可能		〃	〃	一般車両の通行可能		
被災状況	東西幹線国道（国道1号、国道246号）	一部区間が橋梁損傷、建物の道路閉塞のため不通となる 津波や液状化による軽微な被害が発生する 【最大クラスの場合】津波による不通区間が増加する		一部区間で橋梁損傷、建物の道路閉塞のため不通となる	一部区間で橋梁損傷、建物の道路閉塞のため不通となる 山・崖崩れや液状化のため軽微な被害が発生する		富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う道路構造物の被害が発生し不通となる 一部区間で橋梁損傷、建物の道路閉塞、地すべり、津波浸水のため不通となる 液状化による軽微な被害が発生する	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う道路構造物の被害が発生し不通となる 一部区間で橋梁損傷のため不通となる 液状化や津波による軽微な被害が発生する	一部区間で橋梁損傷のため不通となる 沿岸部では液状化や津波浸水、山間部では山・崖崩れのため軽微な被害が発生する		
復旧状況	1日～3日	一部区間で不通又は交通規制		一部区間で不通又は交通規制	一部区間で不通又は交通規制		不通区間あり、要迂回	不通区間あり、要迂回	一部区間で不通又は交通規制		
	3日～1週間	一部区間で不通又は交通規制が継続		一部区間で不通又は交通規制が継続	一部区間で不通又は交通規制が継続		〃	〃	一部区間で不通又は交通規制が継続		
	1週間～1ヶ月	〃		〃	〃		仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	〃		
	1ヶ月以上	一般車両の通行可能		一般車両の通行可能	一般車両の通行可能		〃	〃	一般車両の通行可能		
被災状況	その他道路（高速道路、東西幹線国道以外の緊急輸送路に指定されている道路）	多くの区間において落橋、橋梁損傷、建物の道路閉塞、山・崖崩れ、液状化、津波浸水により不通となる 【最大クラスの場合】津波や建物の道路閉塞による不通区間が増加する	多くの区間において落橋、橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化により不通となる 【最大クラスの場合】山・崖崩れ、液状化による不通区間が増加する	多くの区間で橋梁損傷、建物の道路閉塞、山・崖崩れ、液状化により不通となる 【最大クラスの場合】沿岸部で津波浸水により不通となる	多くの区間で橋梁損傷、建物の道路閉塞、山・崖崩れ、津波浸水、液状化により不通となる	多くの区間で落橋、橋梁損傷、山・崖崩れにより不通となる	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う道路構造物の被害が発生し不通となる 多くの区間で橋梁損傷、地すべり、液状化、津波浸水により不通となる 【最大クラスの場合】津波浸水による不通区間が増加する	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う道路構造物の被害が発生し不通となる 多くの区間で橋梁損傷、液状化、津波浸水により不通となる 【最大クラスの場合】津波による不通区間が増加する	一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化、津波浸水により不通となる 【最大クラスの場合】津波浸水による不通区間が増加する	一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、津波浸水により不通となる 【最大クラスの場合】盛土や山・崖崩れ、津波浸水による不通区間が増加する	多くの区間で落橋、橋梁損傷、盛土の被害や山・崖崩れ、液状化、津波浸水により不通となる 【最大クラスの場合】津波浸水による不通区間が増加する
復旧状況	1日～3日	多くの区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制	一部区間で不通及び交通規制	一部区間で不通及び交通規制	多くの区間で不通及び交通規制
	3日～1週間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	1週間～1ヶ月	一部区間で不通が継続	一部区間で不通が継続	一部区間で不通が継続	一部区間で不通が継続	一部区間で不通が継続	一部区間で不通が継続	一部区間で不通が継続	〃	〃	一部区間で不通が継続
	1ヶ月以上	橋梁の被害箇所の不通が継続し迂回を要する	橋梁の被害箇所の不通が継続し迂回を要する	橋梁の被害箇所の不通が継続し迂回を要する	〃	橋梁の被害箇所の不通が継続し迂回を要する	地盤変位地点の不通が継続し迂回を要する	地盤変位地点の不通が継続し迂回を要する	一般車両の通行可能	一般車両の通行可能	橋梁の被害箇所の不通が継続し迂回を要する
発災直後の輸送状況		東西幹線交通は一部区間で不通となるが新東名高速により確保される	山間部で一定期間不通となる区間が発生する	東西幹線交通は一部区間で不通となる	東西幹線交通は一部区間で不通となる	山間部で一定期間不通となる区間が発生する	東西幹線交通が一定期間不通となる区間が発生する	東西幹線交通が一定期間不通となる区間が発生する	東西幹線交通は一部区間で不通となるが高速道路により確保される	一部区間で一時不通となる	内陸・沿岸で一定期間不通となる区間が発生する

（出典）「第4次地震被害想定結果」（平成25年11月）

鉄道の被害及び復旧の想定（地域別の様相：駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波）

区 分		西 部			中 部			東 部			賀 茂
		西遠	北遠	中遠	志太・榛原	中部（山間部）	中部（沿岸部）	富士	駿東・田方	熱海	
		浜松市中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、湖西市	浜松市天竜区	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町	静岡市葵区・清水区の新東名高速道路以北、川根本町	静岡市葵区・清水区の新東名高速道路以南、静岡市駿河区	富士市、富士宮市	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	熱海市、伊東市	
被災状況	新幹線	大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある電力の途絶等があった場合に運行に支障が生じる		大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある電力の途絶等があった場合に運行に支障が生じる	大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある電力の途絶等があった場合に運行に支障が生じる		富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う鉄道構造物の被害が発生し運行に支障が生じる	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う鉄道構造物の被害が発生し運行に支障が生じる	大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある電力の途絶等があった場合に運行に支障が生じる	大きな施設被害は発生しないが、点検・補修のため一時運行を停止することがある電力の途絶等があった場合に運行に支障が生じる	
	復旧状況	1日～3日	点検・補修・電力途絶のため運休		点検・補修・電力途絶のため運休		不通	不通	点検・補修・電力途絶のため運休	点検・補修・電力途絶のため運休	
		3日～1週間	〃		〃		〃	〃	〃	〃	
		1週間～1ヶ月	運転開始		運転開始		静岡駅から西方面に折り返し運転実施	〃	三島駅から東方面に折り返し運転実施	運転開始	
		1ヶ月以上	〃		〃		運転開始	運転開始	運転開始	〃	
被災状況	JR線、私鉄各線	地震動（震度7）により運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する【最大クラスの場合】震度7の揺れを受ける区間が増加するとともに、浸水被害が発生する	地震動（震度5強）や山・崖崩れにより一時運行を停止する【最大クラスの場合】地震動（震度6強）により運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する	地震動（震度7）により運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する	地震動（震度7）や山・崖崩れにより運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する【最大クラスの場合】浸水被害が発生する	地震動（震度6弱）や山・崖崩れにより運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う鉄道構造物の被害が発生し運行に支障が生じる地すべりにより運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する【最大クラスの場合】浸水被害が発生する	富士川河口断層帯が活動した場合、大きな地盤変位に伴う鉄道構造物の被害が発生し運行に支障が生じる	地震動（震度6強）や山・崖崩れにより運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する【最大クラスの場合】地震動（震度6強）の揺れを受ける区間が増加する	地震動（震度6弱）や山・崖崩れにより運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する	地震動（震度6弱）により運行に支障が生じる程度の施設被害が発生する下田付近で浸水被害が発生する【最大クラスの場合】より厳しい浸水被害が発生する
	復旧状況	1日～3日	不通	点検・補修のため運休	不通	不通	不通	不通	不通	不通	不通
		3日～1週間	〃	運転開始	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		1週間～1ヶ月	〃	〃	〃	〃	〃	〃	不通区間あり、折り返し運転実施	不通区間あり、折り返し運転実施	不通区間あり、折り返し運転実施
		1ヶ月以上	不通区間あり、折り返し運転実施	〃	不通区間あり、折り返し運転実施	不通区間あり、折り返し運転実施	不通区間あり、折り返し運転実施	不通区間あり、折り返し運転実施	〃	〃	〃

（出典）「第4次地震被害想定結果」（平成25年11月）

ライフラインのシナリオ

地震発生		2, 3 時間後～		2, 3 日後～		1 週間後～	
		災害発生期	初動期（2, 3 時間後～2, 3 日後）	応急復旧期（2, 3 日後～1 週間後）	復旧期（1 週間後～）		
被害		・管路に折損、破裂、継手の離脱が生じ、一部給水不能となると想定される。（配水管に約 5 万 6 千箇所(約 2.71 箇所/km)の被害） ・水源、浄水場等の構造物で被害が発生する可能性がある。停電により停止する施設も発生する可能性がある。 ・夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 【最大クラスの場合】 ・津波浸水範囲が拡大し、一部の水道施設に被害が発生する。 ・配水管に約 6 万箇所(約 2.90 箇所/km)の被害が発生する。	・発災直後で約 358 万人(約 96%)、1 日後で約 346 万人(約 93%)が断水すると想定される。 ・家庭内備蓄飲料水や応急給水により生活水を得るが、給水不足が発生すると想定される。 【最大クラスの場合】 ・津波浸水範囲の拡大に伴い、初動対応がより困難になる地域が発生する。 ・発災直後で約 361 万人(約 97%)、1 日後で約 347 万人(約 94%)が断水すると想定される。	・応急復旧作業により、徐々に断水状況が改善されると想定される。 ・業者や資機材の不足が発生する可能性がある。 【最大クラスの場合】 ・超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。	・断水状況はある程度解消されるが、1 週間後では約 214 万人(約 58%)が断水のままであると想定される。 ・仮設配管等による応急復旧するまでには相当な期間を要する。（95%復旧日数は約 4 週間である。） 【最大クラスの場合】 ・1 週間後では約 220 万人(約 59%)が断水のままであると想定される。 ・超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。		
	上水道	対応	＜県＞、市町・事業者＞ ・非常参集を実施する。 ・市町被害状況、県施設被害情報の収集を開始する。 ・県施設の緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。 ＜市町・水道事業者＞ ・非常参集を実施する。 ・緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。 ・施設被害情報の収集を開始する。	＜県＞ ・被害状況の情報収集を継続するとともに応急給水等の応援活動の情報収集を開始する。 ・県施設の応急復旧に着手するとともに、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を実施する。 ・厚生労働省、自衛隊及び他都道府県へ応援を要請する。 ・（公社）日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ＜市町及び水道事業者＞ ・情報収集及び被害箇所を把握する。 ・小規模な配水管被害の場合、応急修理による給水を図るとともに、弁操作により他系統の管網から給水を図る。可能な箇所では本復旧を実施する。 ・病院や避難所等での救護活動に必要な水を確保する。 ・断水区域に対して、生命維持に必要な 3 ㍻／人・日の給水確保に努める。 ・（公社）日本水道協会を通じ応援可能な水道事業者に応援を要請する。	＜県＞ ・情報収集を継続し、状況を把握する。 ・県施設の応急復旧を継続するとともに、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を継続する。 ・厚生労働省、自衛隊及び他都道府県へ応援を要請する。 ・（公社）日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ＜市町及び水道事業者＞ ・大規模な配水管被害の場合、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 ・飲用・炊事やトイレ、手洗に必要な 20 ㍻／人・日の給水確保に努める。 ・（公社）日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。	＜県＞ ・情報収集を継続し、状況を把握する。 ・県施設の応急復旧を継続する。 ・厚生労働省、自衛隊及び他都府県へ応援を要請する。 ＜市町及び水道事業者＞ ・応急復旧を継続する。 ・応急復旧が完了した地域では恒久復旧に着手する。 ・飲用・炊事やトイレ、手洗、風呂等に必要な 100 ㍻／人・日（～3 週間）、被災前と同程度（～4 週間）の給水確保に努める。 ・（公社）日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。	
被害		・津波浸水、揺れにより処理場、中継ポンプ場に被害が発生する。 ・停電により処理場、中継ポンプ場が機能しなくなる。 ・揺れ、液状化等により管きょが損傷すると想定される。 ・液状化によりマンホールが地表に浮上する等被害が発生すると想定される。 ・管きょの損傷部から、土砂・地下水が流入し、流下機能が低下すると想定される。 ・夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 ・合併浄化槽において、周囲の著しい地盤の変化や津波等により浄化槽本体及び流入管きょ等に被害が発生する。 【最大クラスの場合】 ・津波浸水範囲が拡大し、処理場等の被害がより大きくなる。	・排水困難な地域が発生すると想定される。（発災 1 日後の排水困難者は約 118 万人(約 53%)） 【最大クラスの場合】 ・より広域で排水困難な地域が発生し、より多くの排水困難者が発生する。 ・排水困難者は発災 1 日後では約 151 万人(約 67%)と想定される。	・応急復旧作業により、徐々に排水困難状況が改善される地区がある。 【最大クラスの場合】 ・超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。	【最大クラスの場合】 ・上水道の復旧も考慮し、早期の復旧に努めるが、超広域災害であるため、復旧に要する期間がより長期化する。		
	下水道	対応	＜県・市町＞ ・非常参集を実施する。 ・情報の収集を開始する。	＜県・市町＞ ・情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ・緊急点検を実施する。 ○人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として、緊急性の高い管きょ・処理場・ポンプ場の点検 ・緊急調査を実施する。 ○重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障につながる二次災害の原因となる被害を発見するために管きょ・処理場・ポンプ場の目視等の調査と緊急措置実施の判断 ・緊急措置を実施する。 ○下水道施設の重大な機能障害及び二次災害等の危険性を緊急に回避するための仮の措置と下水道施設の使用制限の検討	＜県・市町＞ ・情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ・一次調査を実施する。 ○管路施設の二次調査の必要性の判定と復旧計画立案に必要な情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断 ○処理場、ポンプ場の最小限の機能回復させるための情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断 ・応急復旧を実施する。 ○管路施設の暫定的に必要な機能を回復させ使用可能とするために一次調査の結果を受けて行う応急的	＜県・市町＞ ・情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ・一次調査を継続する。 ・応急復旧を継続する。	

		災害発生期	初期期（2,3時間後～2,3日後）	応急復旧期（2,3日後～1週間後）	復旧期（1週間後～）
10			- 被害状況により、下水道の全部又は一部を指定して下水道施設の使用制限を行う。 ＜県＞ - 応援可能な市町へ応援を要請する。また、被害が大きい場合、他県等へ応援を要請する。	- な復旧工事 ○処理場、ポンプ場の本来の機能を暫定的に回復させるために一次調査の結果を受けて行う応急的な復旧工事	
	被害	- 津波浸水や揺れ、地盤沈下や一般建物の倒壊・火災等により、架空配電線、地中配電線、変電設備、高圧送電線等に被害が発生すると想定される。<u>（配電柱約1万6千本(約1.9%)）</u> - 中部電力管内の大部分の発電所が、揺れや津波等により停止する可能性がある。東京電力管内の発電所への影響は小さいと考えられる。 - 夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 【最大クラスの場合】 - 津波浸水範囲が拡大し、より多くの配電柱、地中配電線、架空配電線の被害が発生する。 <u>被害は配電柱約2万本(約2.4%)と想定される。</u>	- 発災直後に約200万軒数(約89%)、1日後に約179万軒数(約79%)が停電になると想定される。 【最大クラスの場合】 - 津波浸水範囲の拡大に伴い、初動対応がより困難になる地域が発生する。 <u>発災直後に約200万軒数(約89%)、1日後に約180万軒数(約80%)が停電になると想定される。</u>	- 系統の切り替えにより、配電線等の被害がなかった地域又はそれらの被害が軽微であった地域を中心に電力供給可能な範囲が拡大される。 【最大クラスの場合】 - 超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。	- 安全確認による供給再開がなされるまでに相当な期間を要する。<u>（95%復旧日数は約1週間である。）</u> 【最大クラスの場合】 - 超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。
	電力	＜事業者＞ - 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 - 非常参集を実施する。 - 情報の収集を開始する。	＜事業者＞ - 非常災害対策本部を設置する。 - 情報の収集・伝達を行う。 - 応急復旧に着手する。 - 被害箇所を調査する。 - 事故状況の確認と系統切替による健全区間送電範囲の順次拡大を行う。 - 要員、資機材等を確保する。また、他電力会社へ応援を依頼する。 - 電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施。	＜事業者＞ - 復旧工事(故障点切り離し・仮復旧工事等)を実施する。 - 被災による停電エリアの通電については、家庭や事業所などの屋内設備の安全確認を行う。 - 優先的に復旧すべき利用者側施設（医療機関、空港、災害対策本部、官庁、警察など）に関して、復旧に時間を要する場合、発電機車等による応急送電について自治体と調整を行う。 - 電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施。	＜事業者＞ - 応急復旧作業を継続し、本復旧を実施する。 - 電力需要の回復が供給能力を上回る場合、国等と協議の上、需要抑制対策を実施。
	被害	- 地震動及び液状化により、耐震性の低い一部の低圧導管において管の折損、継手の離脱などの被害が発生すると想定される。 - 二次災害防止のための安全措置として、主に低圧導管によるブロック単位での供給停止が行われ、一定地域の住宅・施設等が供給停止になると想定される。 - 津波浸水により一部の供給設備の被害が発生する可能性がある。 - 夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。	- 供給継続地区からのガス漏れ通報が寄せられる。 <u>ガス供給が停止される地域が発生し、約37万9千戸(約77%)が供給停止になると想定される。</u> - 二次災害防止のために必要な場合には、低圧ブロックによる更なる供給停止が行われ、この場合は住宅・施設等の供給停止件数が拡大する。 【最大クラスの場合】 - 被害地域が拡大することから、より多くの住宅・施設等がガス供給停止になると想定される。 <u>約39万4千戸(約80%)が供給停止になると想定される。</u>	- 応急復旧作業により、徐々に供給が再開されていく。 - 社会的重要度の高い需要家（災害拠点病院、防災拠点等）については、優先的な復旧や臨時供給が行われる。 【最大クラスの場合】 - 超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。	- 全国からの応援隊が加わった後には、復旧のスピードが加速し順次供給が再開されるが、全ての需要家の安全確認を行いながらの作業となるため、全戸の供給再開までには、相当な期間を要する。<u>（家屋被害が著しい需要家を除く95%復旧日数は約4週間である。）</u> 【最大クラスの場合】 - 超広域災害や津波被害のため、全国からの応援隊が分散し、復旧に要する期間がより長期化する可能性がある。
都市ガス			＜事業者＞ - 供給区域の巡回点検に着手し、被害状況の確認及び応急復旧作業を行う。 - ガス設備の被害箇所付近では、個別にガスの遮断を行う。また、建物倒壊、火災等により被害が集中して発生している地域では、二次災害防止のための安全措置として、一定地域の供給停止を行う場合もある。 - 被害状況によっては、一部の大口需要家に対して使用制限をする場合もある。 - 災害対策本部を設置し、緊急動員を実施する。 - 日本ガス協会に対し、他ガス事業者から応援隊の派遣を要請するとともにの応援隊の受入れ準備を行う。 - 復旧計画を検討する。 - 安全措置、復旧見通し等を広報する。 - 供給を停止した地域において、各戸の閉栓作業を開始する。	＜事業者＞ - 全国からの応援隊が加わり、大規模な復旧作業が開始される。 - 社会的重要度の高い需要家（災害拠点病院、防災拠点等）については、優先的な復旧や臨時供給を行う。 - 復旧資機材を調達する。	＜事業者＞ 全国的な応援体制のもと、復旧作業が継続される。
	対応	＜事業者＞ - 家庭用では既に100%の需要家でマイコンメーターが普及しており、震度5弱相当の地震が発生した場合には自動的にガスの供給を停止することで、各戸における火災等の二次災害を防止する。 - 加えて、地震計の計測値が規定値を越えた低圧ブロックについては、二次災害防止のための安全措置として供給停止を行う。 - 高圧導管及び中圧導管については、導管の耐震性が高く被害が発生する可能性が低いことから、基本的には供給を継続する。ただし、ブロックの供給停止方法によっては、中圧導管を含めた供給停止が行われる場合もある。 - 非常参集を実施する。 - 情報の収集を開始する。			

		災害発生期	初期期（2,3時間後～2,3日後）	応急復旧期（2,3日後～1週間後）	復旧期（1週間後～）
L P ガス	被害	・建物被害等に伴うボンベの転倒等が発生するが、ガス放出防止器が作動し、ガスの漏えいは少量に止まる。 ・地震を感知したマイコンメーターにより供給が自動遮断される。 ・夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 ・津波浸水域ではガスボンベ、バルク容器の流出が予想される。	・ガス漏れ通報が寄せられる。 ・ガス供給が停止される場所がある。<u>（約 27 万 1 千戸(約 32%)が供給停止）</u> ・<u>【最大クラスの場合】</u> ・<u>約 32 万 8 千戸(約 38%)が供給停止になると想定される。</u>	・徐々に機能が回復すると想定される。	・通常状態に戻るまでに相当な期間を要する。 ・<u>【最大クラスの場合】</u> ・超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。
	対応	<事業者> ・非常参集を実施する。 ・情報の収集を開始する。	<事業者> ・災害対策本部を設置し、緊急動員を実施する。 ・被害程度等の情報収集を実施する。 ・ガス漏れ通報があったところを中心に被害調査を実施する。 ・特定の地域に被害が集中した場合には相互応援体制に移行する。 ・業者による被害調査・点検・応急復旧作業が本格化する。 ・二次災害防止等についての広報を実施する。	<事業者> ・業者による被害調査・点検・応急復旧作業が継続される。	<事業者> ・業者による被害調査・点検・応急復旧作業が継続される。
電話等通信	被害	・電柱、ケーブル等の局外設備の被害が発生すると想定される。 ・家庭への引込線の断線被害、電話機の破損・損傷による故障が発生すると想定される。 ・津波浸水や停電により、一部の電話交換機が機能しなくなると想定される。 ・輻輳状態が発生すると想定される。 ・防災関係機関については防災無線等により通話は使用可能と想定される。 ・携帯電話や IP 電話でも輻輳が発生すると想定される。また、インターネットも災害時には十分に機能しない可能性もある。ただし、音声通話に比べると電子メールの場合には輻輳に巻き込まれる可能性が小さく、多少の遅延を伴うものの情報を伝えられる可能性がある。 ・夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。	・問合せや見舞呼等による輻輳が発生すると想定される。 ・物的被害で電話が使用不能となると想定される。 ・停電によりビル電話等が使用不能となると想定される。 ・<u>固定電話の通話機能支障は発災直後に約 74 万 8 千回線（90%）、1 日後に約 67 万 7 千回線（81%）と想定される。</u> ・<u>【最大クラスの場合】</u> ・<u>より多くの通話機能支障が発生すると想定される。</u> ・<u>固定電話の通話機能支障は発災直後に約 75 万 2 千回線（90%）、1 日後に約 68 万 3 千回線（82%）と想定される。</u>	・輻輳状態は徐々に解消されるが、<u>1 週間程度</u>は電話がかかりにくい可能性がある。 ・避難所等では事前設置の特設公衆電話や移動無線車等によりサービスが復旧する。 ・非常用電話の設置等により徐々に通信が可能となる。 ・<u>【最大クラスの場合】</u> ・<u>2 週間程度は電話がかかりにくい可能性がある。</u>	・<u>発災後 1 週間程度でサービスが応急復旧される。</u> ・<u>【最大クラスの場合】</u> ・超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。
	対応	<事業者> ・非常参集を実施する。（災害対策本部等の設置） ・情報の収集を開始する。 ・災害用伝言ダイヤル 171 等のサービス開始	<事業者> ・情報収集を行い、被害程度を把握する。 ・応急復旧に着手する。	<事業者> ・応急復旧作業を継続する。 ・応援部隊が到着する。	<事業者> ・応急復旧作業を継続し、本復旧を実施する。

（出典）「第4次地震被害想定結果」（平成25年11月）

第3章 業務継続体制

1 非常時優先業務の開始時期及び必要人員数

非常時優先業務について、業務実施単位（災害対策本部、方面本部の班を構成する単位（原則として県庁は局又は課単位、出先機関は事務所単位））ごとに、業務の必要性、緊急性の観点から発災後の時間経過に応じて業務着手時期を設定する。

(1) 非常時優先業務の選定基準

大規模災害時には限られた人員、資機材により業務を行うため、第1章4「業務継続の基本方針」に従い非常時優先業務の選定を行ったが、このうち「通常業務のうち非常時優先執行業務」については、以下の基準により業務を選定する。

① 発災後2週間以内で実施しなければならない緊急性を有すること

＜考え方＞

- ・災害応急対策業務を優先した上で、他所属から応援を受けてでも実施しなければならない緊急性があること

【緊急性の判断基準】

- ◇県民生活への影響：県民生活の困窮に直結する福祉給付など
- ◇社会経済への影響：県が債務者となっている金銭債務の支払いなど
- ◇災害応急対策等に不可欠：公用車の管理など
- ◇通常業務の再開に向け不可欠：業務システムの復旧、試験研究用動植物の管理
- ・外部インフラの破壊による業務への支障も考慮する
- ・人手が足りていれば実施する程度の業務は対象外

② 法令等により許認可の有効期限や申請、申告期限等が猶予される業務でないこと

＜考え方＞

- ・法令等により一定の期間内に実施しなければならないとされている業務であっても、大規模災害発生時にその期間が猶予される業務であれば、猶予期間を踏まえて実施時期を判断する
- ・災害時に猶予される可能性がある業務については、猶予されるとの前提で整理する

(2) 業務開始目標時期

(1)の非常時優先執行業務を開始・再開する必要がある時期。「開始・再開」とは、一部のみの着手ではなく、一定程度の業務の実施を指すが、開始・再開時期の想定にあたっては、外部インフラの破壊による業務への支障も考慮する。

なお、継続して実施する業務については、継続実施の時期に繰り返しての記載はせず、業務開始目標時期のみに記載

(3) 必要人員数

「業務開始目標時期」に記載した業務の実施に必要な人員を記載（継続業務は必要人員数のみ記載）

なお、業務によっては24時間体制での対応が求められ、また災害対応が長期にわたることが想定されるため、交替制勤務を想定した人員配置の検討が必要になるが、必要最小限の人数を想定するため、交替制勤務を考慮しない人員数を整理。

※所属によっては、交替人員を含めた人数をかつこ書きで記載

(4) 参集予想人員

参集予想人員は「2 参集予想人員」に記載した方法により想定した参集予想人員を整理

2 参集予想人員

静岡県職員は、全職員が災害対策本部・方面本部の要員として位置付けられており、予め参集する所属（庁舎）が定められている。しかしながら、大規模地震災害が発生した場合には交通機関や道路等の被災により迅速な参集が困難な状況が予想される。

したがって、交通機関等の状況や職員又本人は家族の被災も考慮し、以下により職員の参集時間の想定を行う。

発災からの経過時間	参集予想人員の積算方法
1 時間	参集庁舎から 3 km 圏内に居住する職員（津波、土砂災害等により参集困難な職員を除く）の 7 割
3 時間	参集庁舎から 9 km 圏内に居住する職員（津波、土砂災害等により参集困難な職員を除く）の 7 割
1 日	参集庁舎から 20km 圏内に居住する職員（津波、土砂災害等により参集困難な職員を除く）の 7 割
3 日	3 日以内に参集可能な地域に居住する職員（津波、土砂災害等により参集困難な職員を除く）の 7 割 ※20km 圏外の職員については、移動距離をもとに想定
1 週間	1 週間以内に参集可能な職員の 7 割 ※20km 圏外の職員については、移動距離をもとに想定
2 週間	全職員の 9 割

○参集可能職員の考え方

①移動速度

基本的に徒歩又は自転車で参集することとし、時速 3 km を想定（自宅の所在地が津波浸水地域に所在する場合は、一時的に避難に要する時間を考慮）

②参集補正率

本人の死亡若しくは怪我又は家族の死亡若しくは怪我等により一定割合の職員は本人の意思に関係なく参集が困難な状況になると予想されるため、居住地と参集先の距離に応じて積算した参集可能職員数に一定割合を乗じて、参集予想人員数とした。

補正率は、阪神・淡路大震災において、最大震度が 7 であった神戸市、芦屋市及び西宮市の発災後 4 日における職員参集率が 7 ～ 8 割程度であることを踏まえ、1 週間以内は 7 割と設定し、2 週間以降では職員本人の死亡、重傷等の状況により 9 割と設定した。

3 執務環境の確保

円滑に非常時優先業務を実施するためには、その執務環境を確保することが重要であるため、県庁、各総合庁舎及び単独事務所ごとに、以下の項目を整理

- ・書庫・ロッカー等の転落防止
- ・電源の確保
- ・通信手段の確保（電話機）
- ・食糧及び水等の確保
- ・宿泊対応

併せて、津波により被害が想定され、執務の継続が困難な事務所については、職員の参集先、代替拠点及び代替拠点における実施業務内容等について整理。なお、県庁が被災し、長期的に利用できない場合の代替施設に関しては、総合庁舎等の県有施設の中から災害の発生箇所、規模等に応じて決定する。

第 4 章 業務継続計画

1 策定単位

非常時優先業務の実施単位（災害対策本部、方面本部の班を構成する単位）
152 所属（本庁 64 局・課、出先 88 本所・支所）

2 非常時優先業務の選定

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務について、業務を開始する目標時期及びその業務を実施するにあたって必要となる人員数を所属単位で整理した。

<非常時優先業務の例>

業務開始	災害応急対策業務	継続の必要性の高い通常業務
1 日 以内	○救護班・医療従事者等の確保 ○被害調査（医療機関、道路、河川等） ○業務開始に向けたシステムの復旧作業	○施設利用者の保護 ・入所施設利用者の生活支援
3 日 以内	○重症患者の広域搬送開始 ○要援護者の施設一時入所調整 ○協定業者との緊急物資調達調整	○県民生活保持のため必要な業務 ・大気環境常時監視業務 ・要保護児童の相談対応
1 週間 以内	○広域物資拠点運営 ○避難所の巡回（健康支援、衛生指導） ○応急仮設住宅の建設 ○公共施設災害復旧事業実施	○公衆衛生業務の一部 ・食品衛生検査
2 週間 以内	○災害弔慰金等関連事務	○許認可業務の一部 ・道路占用許可、港湾施設占用許可 ・道路工事承認

3 災害対策要員の参集予想人員

第4次地震被害想定による津波浸水状況、職員の居住地等を踏まえ、想定する地震発生後の経過時間ごとの参集予想人員を整理した。

<経過時間ごとの状況>

項 目	3時間	1日	3日	1週間	2週間
参 集 予 想 人 員	2,452人	3,102人	3,558人	3,925人	5,319人
必 要 人 員	-	2,478人	3,230人	3,807人	4,078人
必要人員に対する参集率	-	125.2%	110.2%	103.1%	130.4%

<地区別の状況>

地 区	要 員 数	3時間	1日以内			3日以内			1週間以内			2週間以内		
		参集人員	必要人員	参集人員	過不足	必要人員	参集人員	過不足	必要人員	参集人員	過不足	必要人員	参集人員	過不足
本庁	2,008	881	820	998	178	959	1,128	169	1,112	1,294	182	1,189	1,807	618
下田	193	55	108	113	5	144	121	▲23	170	132	▲38	183	174	▲9
熱海	98	10	55	34	▲21	68	41	▲27	86	48	▲38	100	88	▲12
東部	669	286	305	347	41	409	379	▲30	510	457	▲53	578	602	24
富士	378	170	160	195	35	231	236	5	295	258	▲37	319	340	21
静岡	587	263	195	324	129	240	376	136	295	396	101	325	528	203
藤枝	598	269	273	322	49	446	403	▲44	518	414	▲104	511	538	27
中遠	715	232	369	395	26	467	461	▲6	521	496	▲25	553	644	91
浜松	513	215	171	286	115	225	319	94	265	330	65	293	462	169
その他	151	71	22	90	68	41	95	54	35	101	66	27	136	109
総計	5,910	2,452	2,478	3,102	624	3,230	3,558	328	3,807	3,925	118	4,078	5,319	1,241

↑（その他：東京事務所、大阪事務所、市町情報収集要員、県以外の機関）

1日以内の参集予想人員は、非常時優先業務に必要な人員数を上回る見込み。

<災害対策要員の過不足調整を行う所属>

庁舎別	同一建物内での調整	地域・部局を横断する調整
県庁	総務部人事班 （人事課）	総務部人事班 （人事課）
総合庁舎	各方面本部指令班 （各地域局）	
単独事務所	各部管理班等 （総務課長等）	

- ・専門的な技術を要する要員（薬剤師、土木等）の過不足調整は、各部管理班等（総務課長等）が行う。
- ・時間の経過とともに、協定等に基づく他県等からの人員の受け入れも含め、要員の過不足に対応する。（他県との調整は指令部総括班（危機政策課）が対応する。）

4 執務環境の確保状況

業務を継続して実施するために必要な執務環境の確保状況を整理した。

項 目		状 況
業務システム	SDO、人事給与、財務会計、税務	・サーバの転倒防止措置済（免震床設置） ・データを月1回県外へ搬送し、保管 ・回線が途絶した場合にはシステム使用不能のおそれ ⇒ 財務会計、税務は紙処理で業務継続
	防災情報共有	クラウド環境で整備しているため、地震の直接の影響は受けないが、回線途絶時には電話、FAX 等により業務継続
非常用電源、通信機器、食料、飲料水、宿泊資機材		災害応急対策の拠点となる事務所においては確保済

5 津波浸水想定地域に所在する事務所（19事務所）の対応

対象の事務所は、庁舎に津波が浸水した場合を想定した業務執行拠点（代替拠点）を確保した。

No	事務所名	想定浸水深(m)	代替拠点	備 考	4次 想定 追加
1 5 6	下田総合庁舎（6 所属） 財務・賀茂広域消費セ・健福セ・ 農林・土木・出納	3.9	賀茂危機管理庁舎		○
7	漁業取締船天龍連絡事務所	1.7	西部農林事務所		○
8	水産・海洋技術研究所	1.5	志太榛原農林事務所		
9	水産・海洋技術研究所伊豆分場	8.4	農技研伊豆農業研究センター		
10	水産・海洋技術研究所浜名湖分場	—	浜名湖分場体験学習施設	安政東海地震推定浸水域内	
11	漁業高等学園	1.3	志太榛原農林事務所		
12	建設技術監理センター	0.1	技術調査課（県庁本館2 階）		○
13	下田土木松崎支所	5.9	西豆衛生プラント	H25.7.8 協定締結	○
14	熱海土木伊東支所	0.1	熱海土木事務所 奥野ダム管理所		○
15	田子の浦港管理事務所	1.8	富士土木事務所		
16	清水港管理局	2.3	静岡土木事務所		
17	焼津漁港管理事務所	2.7	焼津市消防防災センター	H20.3.27 覚書締結	
18	御前崎港管理事務所	6.9	御前崎市消防署 白羽出張所		
19	企業局西部事務所榛南出張所	2.0	竜眼山調整池事務室 （企業局の施設）		○